

職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約
(ILO第155号条約)

1. 採択年及び批准国数

本条約は、1981年ILO第67回総会で採択された。2019年5月現在の批准国は67カ国である。

2. 条約の概要

本条約は、就業に関連した事故及び健康障害を防止することを目的として、職業上の安全及び健康並びに作業環境について加盟国が一貫した政策を策定するとともに、その実施のために国の段階及び企業の段階において必要な措置がとられるべき旨を規定したものである。

この条約で定められている主な内容は次のとおりである。

- (1) 権限ある機関は、①危険の程度に応じた企業に係る計画等の決定、②規制すべき危険作業、有害物質等の決定、③職業上の事故及び疾病の届出手続きの制定、④重大な事故及び疾病の調査の実施、⑤事故及び健康障害の情報の刊行、⑥化学的、物理学的、生物学的な危険因子の試験制度、が実施されることを確保すること。
- (2) 使用者は、労働者の安全及び健康を確保すること。
- (3) 2以上の企業が同一作業場で同時に活動する場合職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する措置について互いに協力すること。
- (4) 企業における労働者代表が職業上の安全及び衛生の分野で使用者と協力すること。